

## 仙台市休日夜間診療所あり方検討支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

本書は、「仙台市休日夜間診療所あり方検討支援業務」（以下、「本業務」という。）の受注候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

### 1 委託業務

- (1) 委託業務名 仙台市休日夜間診療所あり方検討支援業務
- (2) 業務内容 別紙1「仙台市休日夜間診療所あり方検討支援業務仕様書(案)」(以下、「仕様書(案)」という。)のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月24日(水)まで

### 2 業務委託料提案上限額

19,910,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

### 3 参加要件

本手続への参加者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (2) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日市長決裁)別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (3) 仙台市税の滞納がないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱(昭和60年10月29日市長決裁)第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。

### 4 契約までのスケジュール

- (1) 募集開始(公告) 令和8年4月14日(火)
- (2) 質問受付期限 令和8年4月21日(火)17時
- (3) 質問に対する回答 令和8年4月23日(木)
- (4) 参加表明書等提出期限 令和8年4月27日(月)17時
- (5) 企画提案書等提出期限 令和8年5月20日(水)17時
- (6) 企画提案審査 令和8年5月26日(火)
- (7) 受注候補者特定結果通知 令和8年5月28日(木)

## 5 質問受付及び回答

本書又は別紙1「仕様書(案)」等の内容に関する質問は、次により受付し、回答する。

- (1) 質問方法 別紙2「質問書」に質問事項を記入のうえ、電子メールにより担当課へ提出すること。
- (2) 提出先 健康福祉局保健衛生部医療政策課  
Eメールアドレス：fuk005522@city.sendai.jp
- (3) 受付期限 令和8年4月21日(火)17時
- (4) 回答方法 回答は、原則として令和8年4月23日(木)17時までに、本市ホームページに掲載する。
- (5) その他 ①質問に対する回答は、募集要項、仕様書(案)等の記載事項の追加又は修正とみなす。  
②質問者の名称等は公表しない。  
③企画提案書提出者の選定基準、企画提案書の評価基準、審査に関する質問には回答しない。

## 6 説明会

本手続に関して、説明会は行わない。疑問点がある場合は、上記5により期限までに質問書を提出すること。

## 7 参加表明

### (1) 参加表明書類の提出

本手続への参加を希望する者は、参加資格を満たしていることを確認の上、次により書類を提出すること。

#### ① 提出書類

ア 参加表明書(様式第1号)

イ 参加要件を満たす旨の誓約書(様式第2号)

ウ 法人登記の履歴事項全部証明書(本手続の公告の日から前3か月以内に交付を受けたものに限る。写し可。)

エ 仙台市税の滞納がないことを証する書類(参加表明書を提出する日の前1か月以内に交付を受けたものに限る。写し可。ただし、仙台市内に事業所等を有さず仙台市税の課税がない場合は提出不要。)

オ 消費税及び地方消費税に関する納税証明書(未納の税額がないことの証明書。参加表明書を提出する日の前1か月以内に交付を受けたものに限る。写し可。)

② 提出方法

下記期限までに、電子データ（PDF）を電子メールにより担当課へ提出（送信後要電話連絡）すること。

③ 提出期限 令和8年4月27日（月）17時

※参加表明書が上記期限までに到達しなかった場合は、本手続に参加できない。

④ 提出先 健康福祉局保健衛生部医療政策課

電話：022-214-8196

Eメールアドレス：fuk005522@city.sendai.jp

⑤ 留意事項

参加者の法人種別等によっては、上記①に記載した提出書類以外に審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

(2) 参加資格審査

参加表明書類の提出者が上記3の参加要件を満たしているか、別紙3記載の「選定基準」に基づき審査を行い、令和8年4月30日（木）までに審査結果通知を電子メールにより送付する。

企画提案書の提出者に選定された旨の通知を受け取った参加者は、指定の期日までに企画提案書を提出すること。（企画提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できない。）

(3) 選定結果に対する質問への対応

企画提案書の提出者として選定されなかった者は、上記（2）により選定されなかった旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日（仙台市の休日を定める条例（平成元年仙台市条例第61号）に定める本市の休日（以下、「本市の休日」という。）を除く。）以内に、健康福祉局長に対して書面（電子データ可）により非選定理由の説明を求めることができる。

健康福祉局長は、非選定理由の説明を求められたときは、前述の期間の末日の翌日から起算して10日（本市の休日を除く。）以内に電子メールにて回答を送付する。

## 8 企画提案

(1) 企画提案書類の提出

上記7（2）により企画提案書の提出者として選定された旨の通知を受け取った者は、次により書類を提出すること。

① 提出書類（正本及び副本）

ア 企画提案書表紙（様式第3号）

イ 企画提案書

（ア）事業者概要・業務実績書（様式第4号）

（イ）業務実施体制（様式第5号）

(ウ) 初期救急医療の課題と調査分析方法 (様式第 6 号)

本様式には、次の各項目について記載すること。

- i 初期救急医療の現状と課題
- ii 分析項目、分析目的・視点、使用を想定するデータ

(エ) 業務想定スケジュール (様式第 7 号)

ウ 見積書及び見積内訳書 (様式第 8-1 号、8-2 号)

② 提出方法

下記期限までに、電子データ (PDF) を電子メールにより担当課へ提出 (送信後要電話連絡) すること。

③ 提出期間 令和 8 年 5 月 1 日 (金) から同年 5 月 20 日 (水) 17 時まで

④ 提出先 健康福祉局保健衛生部医療政策課  
電話 : 022-214-8196  
E メールアドレス : fuk005522@city.sendai.jp

⑤ 留意事項

ア 提出書類ア～ウは、A 4 判で作成すること。

イ 正本にのみ事業者名を記載し、副本には提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。

ウ ①イ (ア) ~ (エ) の企画提案書は、合計 12 ページ (図表等を含む。両面印刷で用紙 6 枚まで。) を上限に作成すること。また、提案内容は、述べようとする項目ごとに見出しを付すなど分かりやすく記載するとともに、本文は簡潔かつ明瞭に記述すること。

エ 企画提案書を作成する際の文字サイズは、10.5 ポイント以上 (図表中の説明にあっては、8 ポイント以上) とすること。

オ 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。

(2) 参加を辞退する場合

参加表明書を提出した者が参加を辞退する場合は、次により書類を提出すること。

- ① 提出書類 辞退届 (様式第 9 号)
- ② 提出方法 電子データ (PDF) を電子メールにより担当課へ提出 (送信後要電話連絡) すること。
- ③ 提出先 健康福祉局保健衛生部医療政策課  
電話 : 022-214-8196  
E メールアドレス : fuk005522@city.sendai.jp

## 9 企画提案の審査及び受注候補者の特定

(1) 受注候補者の特定方法

- ① 本市が設置する審査委員会において、別紙 3 記載の「評価基準」に基づき企画提

案書等の審査を行い、各審査委員の評価による合計点が最も高い提案者を本業務の受注候補者として特定する。

- ② 各審査委員の評価による合計点が第2位の者を次点者として特定し、本市が上記①の受注候補者と業務委託契約の締結に至らない場合は、次点者と契約協議を行うこととする。
- ③ 本手続における審査は、書面審査とする。なお、審査委員会が最も優れた提案者及び次点者を特定するために必要があると認めたときは、企画提案の内容について、企画提案書様式第5号「業務実施体制」に記載された「業務責任者」又は「主任担当者」を対象に、ヒアリングを行うことがある。
- ④ 各審査委員の評価による合計点が同点の場合は、審査委員会において協議の上、受注候補者を特定する。
- ⑤ 審査委員会は非公開とする。

## (2) 審査結果の通知

令和8年5月28日(木)に提案者全員に対し、特定又は非特定の理由を付した通知を電子メールにより送付する。

## (3) 特定結果に対する質問への対応

最も優れた提案者又は次点者として特定されなかった者は、上記(2)の特定されなかった旨の通知を受けた日の翌日から起算して、7日(本市の休日を除く。)以内に、健康福祉局長に対して書面(電子データ可)により非特定理由の説明を求めることができる。

健康福祉局長は、非特定理由の説明を求められたときは、前述の期間の末日の翌日から起算して10日(本市の休日を除く。)以内に電子メールにて回答を送付する。

## 10 失格要件

応募書類を提出した者が次のいずれかに該当したときは失格とする。なお、失格となった参加者が提出した応募書類はすべて無効とする。

- (1) 本手続の期間中に上記3の参加要件を満たさないこととなったとき
- (2) 応募書類に虚偽の記載をし、その他不正な行為をしたとき
- (3) 応募書類の提出が、上記7(1)③及び8(1)③の提出期限に遅れたとき
- (4) 見積金額(税込)が上記2の業務委託料提案上限額を超えるとき
- (5) 企画提案書の内容が明らかに仕様書を満たしていないとき
- (6) 本手続の期間中に指名停止を受けたとき
- (7) 審査の公平性を害する行為があったと本市が認めるとき

## 11 契約の締結

### (1) 契約方法

本市は、受注候補者と業務の内容及び契約条件の詳細について協議のうえ作成した仕様書に基づき見積書を徴取し、上記2の業務委託料提案上限額の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

なお、提出された企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、協議のうえ、内容を一部変更する場合がある。

## (2) 契約書の作成

受注候補者は、交付された契約書に記名押印し、交付された日から10日（本市の休日を除く。）以内に契約書の取り交わしを行うものとする。ただし、受注候補者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて本市が別に定める期日までとする。

契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限る。

契約は、本市と契約の相手方の双方が契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。

## (3) 契約保証金

仙台市契約規則（以下、「規則」という。）第19条の規定により、契約金額の100分の10以上とする。ただし、規則第20条第1項第1号、第3号、第8号又は第10号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## (4) 契約条項及び支払条件

別添契約書案による。

## (5) 受注者の公表

契約締結後、本業務の受注者を仙台市ホームページで公表する。

## 12 その他留意事項

### (1) 基本事項

本手続において用いる言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

### (2) 提出データ及び提出書類の取扱い

- ① 提出されたデータ等の返却は行わない。
- ② 提出されたデータ等は、提案者に無断で企画提案書の提出者の選定並びに最も優れた提案者及び次点者の特定に関する業務以外の目的では使用しない。
- ③ 仙台市は、審査及び庁内等での説明のため、提出されたデータ等の写しを作成し使用することができるものとする。
- ④ 提出期限後における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の担当者等の変更は、健康福祉局長が真にやむを得ないものと認める場合を除き、認めない。
- ⑥ 提出されたデータ等は、原則として仙台市情報公開条例（平成12年12月15日

仙台市条例第 80 号) の対象文書となる。

(3) 費用負担

提出物の作成及び提出並びにヒアリングへの対応に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

(4) 指名停止等

参加表明書又は企画提案書に虚偽の記載をしたこと、その他不正な行為をしたことにより失格となった者に、指名停止その他の措置を講ずることがある。

(5) 苦情申し立て

本業務は、契約の予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 3 条第 1 項に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額に満たないため、審査結果に対する苦情の申し立てをすることはできない。

### 13 関連情報

本業務に関連する資料は次のとおり。

(1) 第 8 次宮城県地域医療計画

掲載場所：宮城県ホームページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryuu/rmpindex.html>

(2) 仙台市医療政策基本方針

掲載場所：仙台市ホームページ

<https://www.city.sendai.jp/iryosesaku/houshin.html>

(3) 仙台市初期救急医療体制検討会議報告書

掲載場所：仙台市ホームページ

<https://www.city.sendai.jp/iryosesaku/syokikyukyuu.html>

(4) 仙台市休日夜間診療所患者統計（令和 6 年度）

参考資料 1 のとおり。

(5) 仙台市契約関係規程集

掲載場所：仙台市ホームページ

<https://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/jigyosha/keyaku/kiteshu/index.html>

### 14 担当部局

仙台市健康福祉局保健衛生部医療政策課

所在地：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号 仙台市役所本庁舎 6 階

電話：022-214-8196（直通） F A X：022-214-4446

E メールアドレス：fuk005522@city.sendai.jp